

## VIII 水泳事故と損害賠償



## Ⅷ 水泳事故と損害賠償

### 1. 水泳事故と賠償責任

学校側の賠償責任が問題となる水泳事故には、大別すると(1)教師の教育活動(水泳の授業、水泳大会や部活動での水泳指導、夏期休業中の水泳指導など)に伴って発生する事故[教師の指導・監督にかかわる事故]と、(2)学校の施設・設備(学校プール、水泳場、スタート台、救助用具など)の使用に伴って発生する事故[学校施設・設備の設置・管理にかかわる事故]とがある。

賠償責任とは、事故により生徒が被った損害を補填<sup>てん</sup>しなければならない法律上の義務(損害賠償義務)であり、同責任は、国家賠償法又は民法の損害賠償の規定の適用により生ずる。公立学校における事故には、国家賠償法が適用されるが、私立学校における事故には、同法は適用できないので、民法の損害賠償の規定が適用されることとなる。なお、国立大学法人には国家賠償法が適用されるとする複数の下級審裁判例がある。

上記(1)の事故については、公立学校では、国家賠償法第1条(公権力行使責任)に、私立学校では、民法第709条(不法行為責任)第715条(使用者責任)第415条(債務不履行責任)に基づき、賠償請求がなされるが、この場合、事故につき、教師に過誤(教師の故意又は過失)のあることが必要となる。上記(2)の事故については、公立学校では国家賠償法第2条(営造物責任)に、私立学校では、民法第717条(工作物責

任)に基づき、賠償請求がなされるが、この場合、事故につき、学校の施設・設備の設置・管理(保存)に欠陥(瑕疵)<sup>かし</sup>のあることが必要となる。

### (1) 教師の指導・監督にかかわる事故

教師の生徒に対する教育活動において、その指導・監督における過誤(故意・過失)に起因する事故である。

#### ア. 公立学校の場合

国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

- ① 公立学校における教師(公務員)の教育活動は、ここにいう「公権力の行使」に含まれるので、その教育活動に伴って発生した事故については、本条が適用される。
- ② 賠償責任の負担者は、学校の設置者である。都道府県立学校は当該都道府県、市町村立小・中学校等は当該市町村とその教師の給与負担等をしている都道府県の双方となる。賠償責任は、学校の設置者である地方公共団体のみが負い、教師個人は被害者に対し直接その責任を負わない。

## イ. 私立学校の場合

民法第 709 条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と、第 715 条第 1 項は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と規定している。また、同法第 415 条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする」と規定している。

- ① 私立学校における事故については、学校側は被害生徒側から不法行為(第 709 条、第 715 条)を根拠にして賠償請求がなされるが、学校の設置者(学校法人など)と生徒側間の、学校が生徒に対し学校教育を受けさせることを目的とする在学契約の存在を前提に、学校には生徒に対する安全配慮義務があるとし、その義務に違反(安全配慮義務違反)したとして、債務不履行(第 415 条)を根拠に学校の設置者に対して賠償請求がなされることもある。不法行為は、契約関係の存在を前提とせず、加害者と被害者との関係のみで賠償責任を認め、債務不履行は、契約関係を前提にしてその契約違反とし

て賠償責任を認めるものであるが、学校事故において債務不履行での安全配慮義務の内容は不法行為での過失の注意義務の内容とほぼ同じであるので、両者では時効等の点に差があるだけとなる(なお、平成29年の民法(債権法)の改正により、時効の点の差は、実務上あまり重要でなくなる可能性が高い。)

- ② 賠償責任の負担者は、不法行為においては、故意又は過失によって損害を与えた教師と教師に対し使用者としての地位にある学校の設置者の双方であり、債務不履行においては、学校の設置者のみである。

#### ウ. 教師の過失

学校側に賠償責任が認められるためには、事故が教師の故意か過失に基づく行為によって生じたものでなければならない。

教師に故意又は過失が認められないときは、賠償責任は認められないこととなる。故意とは、自分の行為が他人に損害を与えることを知りながら、あえてこれを行うことをいい、教師の故意に基づく行為としては、児童生徒等に対する暴行、体罰等があるが、水泳事故においては、教師の故意は問題にならず、問題となるのは教師の過失である。

- ① 過失とは、注意を怠ること(不注意)をいうが、教師の過失とは、教師としてなすべき注意(注意義務)を怠り、これを尽くさないこと(注意義務違反)である。この注意義務は、結果の発生を

予見する義務と、その結果を回避する義務を含み、結果の予見又は回避のいずれかに落度があれば、過失ということになる。教師が予見できず、また予見できても回避できない原因による事故については、教師に過失はなく、賠償責任は認められない。

- ② 教師の注意義務は、個々の教師の有する注意能力を基準として判断するものではなく、教師としての客観的な注意能力（標準的教師としての知識・見識）を基準として判断するものである。
- ③ 教師の注意義務は、児童生徒等の学校にかかわる全生活関係（学校生活関係全般）にわたって存在するものではなく、学校における教育活動とこれと密接不離の生活関係についてのみ存在するものである。したがって、教師が個人的に生徒をプールに連れて行った場合などでは、教師としての注意義務は初めから存在せず、過失が問題となる余地はない。
- ④ 教師の注意義務は、抽象的には、児童生徒等の生命身体の安全に万全を期すべき高度の義務といえるが、具体的には、教育活動の内容、場所、対象児童生徒等の年齢・学年、事故の具体的状況その他諸般の事情を考慮して定まることとなる。したがって、一般的には、教育活動において、危険性の低いものより高いものの方が、高学年より低学年の方が、注意義務の内容は厳しいものとなる。

## (2) 学校施設・設備の設置・管理にかかわる事故

学校の施設・設備の設置・管理(保存)の欠陥(瑕疵)に起因する事故である。

### ア. 公立学校の場合

国家賠償法第2条第1項は、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

- ① ここにいう「公の営造物」とは、国又は公共団体の公の目的に供される物的施設及び設備をいい、個々の有体物を含むので、学校の建物、運動場、プールや水泳場、飛込台、スタート台はもとより、体育用器材、救助用具などの動産類も含まれる。

### イ. 私立学校の場合

民法第 717 条第1項は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と規定している。

- ① ここにいう「土地の工作物」とは、土地に接着して築造したものをいい、土地に接着している学校の建物、プール、塀、柵、

遊動円木、ぶらんこ、鉄棒等の不動産的施設は含まれるが、移動式雲梯、梯子等の動産的施設ないし動産類は含まれない。

- ② 動産的施設ないし動産類による事故については、本条の工作物責任ではなく、それらの設置、管理における教師の過失又は学校の児童生徒等に対する安全配慮義務違反の有無の点から、不法行為(第 709 条、第 715 条)又は債務不履行(第 415 条)に基づく賠償責任によることとなる。
- ③ 賠償責任の負担者は、土地の工作物の占有者ないし所有者である学校の設置者である。

#### ウ. 設置・管理(保存)の瑕疵

学校側に賠償責任が認められるためには、事故が学校施設・設備の設置・管理(保存)の瑕疵に基づき生じたものでなければならない。設置の瑕疵とは、設計・構造等設置の段階から存在する瑕疵(原始的瑕疵)のことで、管理(保存)の瑕疵とは、維持、保管等管理・運営において生じた瑕疵(後発的瑕疵)のことである。

- ① 瑕疵とは、その物が通常有すべき安全性を欠いていること(安全性の欠如)をいい、当該学校施設・設備の通常の利用者(児童生徒等)の判断能力や行動能力、設置された場所の環境等を具体的に考慮して、その施設・設備が本来備えるべき安全性を欠いている状態のことである。
- ② 設置・管理に瑕疵があれば、そのことだけで賠償責任を負わ



なければならず、設置・管理における教師の過失の存在は必要としない。瑕疵が認められれば、教師の過失を問題にしないで、賠償責任が課されることとなる。

- ③ 事故が設置・管理の瑕疵に起因し、また教育活動における教師の過失にも起因するような場合には、学校施設・設備の設置・管理にかかわる事故と教師の指導・監督にかかわる事故のどちらとしてでも、賠償請求をすることができる。

## 2. 判例

### ○教師の指導・監督にかかわる事故

#### (1) 中学校3年生が、体育の授業で飛び込みテスト中に、心不全により死亡

(地方裁判所 昭和 49 年 11 月 28 日判決―抜粋―)

被告の体育教師としての地位、責任から考えれば、同被告としては体育の授業中生徒が心臓発作に襲われる場合が起ることは皆無ではないのであるから、かかる場合にとるべき応急措置としての心臓マッサージについての知識、方法を当然に心得ていなければならないもので、本件事故当時(昭和 45 年)においても、右知識方法は独り医師にのみ要求されるものではなく、体育教師にも要求されるものである。同被告や学校側が蘇生法たる心臓マッサージを施用しなかったことは、同被告らにかかる知識がなかったとはいえ、かかる知識を有していなかったことが非難に値する以上、結果的に非難せられなければならない。

## (2) 中学校3年生が、体育の授業で助走しての飛び込み練習中、プールの底に頭を強打し、全身麻痺の障害を残す

(最高裁判所 昭和 62 年2月6日判決、一審地方裁判所 昭和 57 年7月 16 日判決—抜粋—)

学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることはいうまでもない。助走して飛び込む方法、ことに助走してスタート台にあがってから行う方法は、踏み切りに際してのタイミングの取り方及び踏み切る位置の設定が難しく、踏み切る角度を誤った場合には、極端に高く上がって身体の平衡を失い、空中での身体の制御が不可能となり、水中深く進入しやすくなるのであって、このことは、飛び込みの指導にあたる教諭にとって十分予見しうるところであったというのであるから、スタート台上に静止した状態で飛び込む方法についてさえ未熟な者の多い生徒に対して右の飛び込み方法をさせることは、極めて危険であるから、原判示のような措置、配慮をすべきであったのに、それをしなかった点において、同教諭には注意義務違反があったといわなければならない(上記最高裁判所判決)。

担当教師には「助走つき飛び込み」法の指導を実施するにあたり、踏み切る位置、滑らないで踏み切れる場所の確保、プールの十分な深さなどについての適正な場所の設定、右指導の目的の十分な説明、危険を除去するための適切、丁寧な指導をなすべき注意義務が存すると

認められるところ、同人は、通常の設置基準に基づいて設置された当該中学校プールで、最高部で 27 cm、最低でも 20 cm の高さを有し、かつ、水面側に傾斜したスタート台において、右方法についての具体的な指導を一切行なうことなく生徒に「助走つき飛び込み」を試みさせたものであるから、同人が水泳の指導を行う体育教師として被害生徒の身体の安全を保護し、事故を防止すべき注意義務を怠ったことは明らかである(上記地方裁判所判決)。

### (3) 中学校3年生が、体育の授業で逆飛び込みの習熟度判定中、プールの底に頭部を強打し、頸椎損傷等の障害を負う

(高等裁判所 平成4年7月 24 日判決—抜粋—)

学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じる注意義務がある。しかるところ、飛び込み能力は、生徒間に極めて大きな格差があり、逆飛び込みについては、その未熟者は、深く水に入ってプールの底で頭を打つ危険性があり、その結果、頸椎損傷等の重傷を負う事故の発生が予見される。したがって、逆飛び込みの指導をする教師は、生徒の能力に応じた段階的な指導をし、逆飛び込みの未熟な生徒に対しては、プール水面からの高低差のほとんどないプールサイドからの練習により逆飛び込みの技術を十分習得させた上で、スタート台からの逆飛び込みをさせ、事故の発生を回避すべき注意義務があるといわなければならない。しかるに、担当教諭は、これを怠り、未熟な被害生徒にプールサイドからの逆飛び込みの反復練習でその技術を十分習得させないまま、スタート台からの逆飛び込みをさせたものであるから、本件事故の発生につき過失があったというべきである。

#### (4) 小学校6年生が、体育の授業でプールサイドから逆飛び込みを行い、頸椎損傷等の障害を負う

(地方裁判所 平成11年8月27日判決—抜粋—)

6年生5クラス合同での水泳授業を水深が1.1メートル以下である本件プールで行っていた。全体授業からクラス別の指導に移行した後、ターンの練習という具体的な課題を与え、自主的な泳ぎの練習を行わせていた。担当教諭は、他の児童2名のスタートの指導をしていたところ、被害児童は、逆飛び込みを行ったものである。このような自主的な練習を行わせる場合、担当教諭には、水泳の授業が直接児童の生命・身体に対する危険を包含していること、特に、小学6年生という危険に対する判断能力の未熟な低年齢の児童を指導していることに鑑み、やや解放的になる児童の心理状況をも考慮し、クラス全体の児童の動静を絶えず確認し、安全確保のために十分な配慮を行うことが要請されていると解され、一部の児童に飛び込みを行わせる以上、自らの指導監督の及ばないところで他の児童が飛び込むことのないよう絶えず確認し、事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負っていたというべきである。

### (5) 小学校4年生が、学校プールで水泳の授業中、飛び込みをしてプールの底で頭を打ち頸椎損傷等の障害を負う

(地方裁判所支部 平成 13 年3月 27 日判決―抜粋―)

本件事故当時、第4学年では、「学校体育実技指導資料第四集水泳指導の手引(改訂版)文部省」では、飛び込みも学習する内容となっており、小学校4年生という年齢などに照らすと、担任教諭において、被害児童に対し、全面的に飛び込みを禁止するまでの義は課せられていなかったと解すべきである。しかし、プールでの飛び込みは、飛び込む角度等を誤って頭部をプールの底に打ちつけるなどの事故を起こす危険性が伴うものであり、かつ本件事故以前においても、中学校や高等学校のプール授業も含め、そうした事故が少なからずおきていることは、広く認識されているところである。こうした事情に照らせば、担任教諭としては、被害児童から飛び込みの許可を求められた際、飛び込みについて実際にどの程度の技能を有しているか、及び、危険を避けるための注意事項をどの程度把握しているかを具体的に確認し、かつ、その技能等に応じた助言や指導を行うべきであった。したがって、担任教諭において、これをせず、被害児童に対し漫然と飛び込みの許可を与えたことは、右注意義務に違反するものとして本件事故の発生につき過失があったというべきである。

**(6) 高等学校1年生が、水泳の授業中、逆飛び込みスタートをした際、プールの底に頭部を衝突させ死亡**

(地方裁判所支部 平成 15年7月30日判決—抜粋—)

本件プールの設置の瑕疵について検討するに、本件プールは、逆飛び込みをするについて慎重な配慮を必要とし、これが不十分であると水底に頭部を衝突させるなどの危険性があることは否定できないが、他方、学校用プールの安全性を判断するにあたっては、飛び込み事故の防止の観点のみならず溺死事故の防止の観点をも十分考慮しなければならぬのであるから、プールの構造と担当教諭による安全な飛び込みスタート指導の両面を併せて飛び込み事故の防止を図ることも、学校プールにおける「通常有すべき安全性」の確保の方法として許容されるものと解される。

本件プールの水深及びスタート台の構造が、担当教諭によって、逆飛び込みの危険性を生徒に十分啓蒙し、安全な飛び込み方を指導するとともに危険性のある動作を禁止すること、安全な飛び込み方を各生徒の能力に応じて段階的に指導することが行われていたとしても、本件事故が発生する危険性があったことを認めるに足りる証拠はないから、本件において、被告に国家賠償法第2条第1項の設置の瑕疵があったとはいえないと判断するのが相当である。

学校の水泳授業において逆飛び込みスタートを取り上げるについて、担当教諭には、生徒らに対し、逆飛び込みには深く水に入ってプール底に頭部を衝突させ、場合によっては頸椎・頸髄損傷をきたす危険性があることを事前に十分説明し、安全な飛び込み方を説明するとともに、



危険性のある動作を具体的に説明して禁止し、安全な飛び込み方法を各生徒の能力に応じて段階的に指導して、事故の発生を防止し、生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務があるというべきである。ところが、担当教諭は、満水時より水位が下がっていたと推認され、満水時より飛び込みによるプール底への頭部の衝突の危険性が増していたにもかかわらず、生徒らに対し、走り飛び込みや宙返りなどの危険な飛び込みをしないこと、逆飛び込みを行う際は、前後の安全に十分に配慮し、前の生徒がスタートしたら必ず5メートル以上の間隔を空けることとの注意を与えたのみで、逆飛び込みには、深く水に入ってプール底に頭部を衝突させ、頸椎・頸髄損傷をきたす危険性があることについては何ら説明せず、また、飛び込み方法についても、生徒らを集めて、飛び込みの手本であるとして、自ら飛び込んで示し、深く水に入りすぎる危険性のある動作を具体的に説明して禁止するなどの措置はとらず、上級者向けのスタート方法として、入水角度が大きく深く水に入りすぎる危険性の高いパイクスタートに近い飛び込み方を示していたのであるから、担当教諭には、上記保護義務を怠った過失があるといわざるを得ない。被告は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。

### (7) 高等学校2年生が、部活動の居残り練習で逆飛び込みを行い、頸椎損傷等の障害を負う

(地方裁判所 平成16年1月13日判決—抜粋—)

本件事故は、課外のクラブ活動の居残り練習の際に発生した事故である。事故当日の練習中に、被害生徒らは逆飛び込みの練習を行っており、顧問教諭もそれを見ていたこと、顧問教諭は、明日もスタートの練習をすると告げていたことから、顧問教諭は、同人らが居残り練習を申し出た時点で、引き続き逆飛び込みの練習をすることは予見できたというべきであり、同人の技量、経験及び本件事故当日に顧問教諭が同人に対し特に安全指導や注意喚起をしていないことからみて、同人が顧問教諭の立会指導なしに逆飛び込みの練習をすれば未熟な飛び込み方法により事故が発生する危険性があることも認識可能であったと認められる。したがって、このような状況の下においては、顧問教諭は、同人の居残り練習に立ち会ってさらに監督指導するか、若しくはそれができないとしても同人に対し、逆飛び込みの練習を禁止するか、少なくとも、逆飛び込みの事故について余り深い角度で入水しないことや入水後に指先を上向きにすることなどを具体的に示して、事故防止に関する注意を促しておくべき注意義務があったと言える。顧問教諭は、同人に対し、逆飛び込みの事故の危険性や基本動作の留意事項について注意を促したり、立会いのない飛び込みを禁止するなどの措置を一切行わないまま、練習を許可し、プールから立ち去ったのであるから、顧問教諭には、水泳部顧問教諭として上記注意義務に違反した過失があったと認められる。

## ○教師の指導・監督にかかわる事故

### (8) 小学校5年生が、小学校が設けていた水泳クラブの練習中、溺れて重篤な後遺障害発生

(高等裁判所 平成 18 年 7 月 27 日判決—抜粋—)

本件練習に参加していた児童の数(65名)、本件プール内で泳ぐ児童数が制限されていなかったこと、危険性の高い飛び込み練習における事故防止、水泳記録会へ向けた技能指導、泳力の不十分な生徒に対する指導及び事故防止等、本件練習を指導する本件両教諭には多くの役割が求められていたことに照らすと、その児童数及び練習内容を前提とする限り、これらの指導及び監視のすべてを2名の本件両教諭で行うことには、態勢として無理があったというべきである。そして、コースを泳ぎ終えた後続の児童ら数名が、被害児童の異変に気付き、これらの児童によって呼びかけられるまで、偶々選手コースの児童を指導していた本件両教諭は、そのこともあって皆泳コースの児童の動静を見ていなかったため、この異変に全く気付かなかったというものである。その意味で、本件両教諭には、本件練習を行うに当たり、水泳中の児童らの動静に目を配り、その安全を図るべき注意義務を尽くさなかった過失があったものといわざるを得ない。

**(9) 高等学校3年生が、水泳実習における自由練習中、スタート台からプールに飛び込んだところ、プールの底に頭部を衝突させ頸椎損傷の傷害を負い、後遺障害発生**

(地方裁判所 平成 23 年3月 30 日判決―抜粋―)

本件事故当時の水泳事故の状況、本件教諭が立ち会ったオリエンテーションの内容等に加えて、本件教諭は、かねてから、他の教諭より、指導に従わない生徒が多い旨の忠告を受けていたうえ、飛び込みを禁止していたにもかかわらず、本件事故直前の個別練習中に本件教諭の目を盗んでプールに浮かべられたビート板に向かって飛び込んだ生徒もいて同教諭はこれを目撃していたことに照らせば本件教諭は、自己がプールの監視を解けば、生徒が開放的になって事前の禁止事項を守らず、危険な態様でプールに飛び込むなどして、頸椎損傷等の重大な事故を起こす危険性があることを十分予見しえたというべきである。

したがって、本件教諭には、上記事項を防止するために、プールサイドで継続的に生徒らを監視するとともに、危険行為に及ぶ生徒を発見した場合には、これを制止すべき注意義務を負っていたと認められ、本件教諭においてプールサイドを離れなければならない事情がある場合には、それが短時間であったとしても、監視を解く前に、生徒らに対しあらためて飛び込み等の危険行為を厳重に禁止したり、あるいは臨時の監視係を置くなどして、事故を未然に防止するための措置を講じるべき注意義務があったというべきである。

しかるに、本件教諭は、自由練習を指示した後、生徒らがもはや危

険な行為に及ぶことはないと轻信し、特段の措置を講じることなく、シャワー室に行ってシャワーの水を止め、排水溝にたまったゴミを取り除く作業を開始したというのであり、その間、監視のない状況となったプールサイドにおいて、原告を含む生徒数名が危険な飛び込みをした結果、本件事故が生じたものと認められるから、被告の履行補助者である本件教諭には、上記注意義務に違反した過失があるといわざるを得ない。

**(10) 高等学校3年生が、修学旅行中、水難事故で死亡**

(地方裁判所 平成 23 年 5 月 13 日判決一抜粋一)

公立学校の教員は、その職務上、教育活動を行うに際し生徒の生命及び身体の安全を保持する義務を負い、修学旅行等の学校行事も、教育活動の一環として行われるものである以上、教員が、その行事により生ずるおそれのある危険から生徒を保護し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものであることはいうまでもない。したがって、修学旅行の引率教員は、このような安全保持義務の一内容として、生徒の集合場所、見学場所、活動場所等について十分な事前調査を行い、危険箇所の有無等を確認するとともに、その調査、確認に基づいて、生徒の学年、年齢や状況に応じた適切な安全指導を行う義務を負うものと解される。

本件の具体的事情からすれば、両教諭には、本件行程において海に入ることが予定されていた本件浜の東屋前の浜辺及びその周辺に関し、町役場、海上保安部等の関係官公署に問い合わせるなどして、危険箇所の有無及び同所で海に入る場合の注意点等の情報を収集した上、これを基に十分な実地踏査を行う義務があったというべきである。この調査を行えば、本件浜の一角に、地形的にリーフカレントが発生しやすい危険な場所である本件事故現場が存在することを把握することができたのであって、両教諭には、危険な場所が存在することを生徒に対し適切に注意喚起すべき義務があったと解すべきである。

**(11) 小学校1年生が、夏休みのプール学習中、溺れて死亡**

(地方裁判所 平成 26 年3月 11 日判決—抜粋—)

担当3教員は、監視義務を尽くしていない。

まず、巨大なビート板を 16 枚も本件プールに浮かべているが、このようなビート板は、下部に潜り込む児童を監視者の視野から隠すもので、非常に危険である。担当3教員は、自ら監視が困難な状況を作り出したといわなければならない。

次に、担当3教員は、2人が本件プールに入って特定の児童と遊んでおり、1人が水道につないだホースでプールサイドを掃除したり本件プール内の児童に水をかけており、3人とも本件プール内の動静監視をしていないのである。

担当3教員の上記のような監視状況は、やはり、油断に満ちたものであったといわなければならない。本件では、担当3教員の監視義務の懈怠<sup>けたい</sup>は明らかである。

もし、巨大なビート板で監視困難な状況を作出せず、かつ、担当3教員の3名ともが本件プール内の動静注視を怠っていなければ、本件事故が発生することはなかったものと認めて差支えがないから、被告らは、国家賠償法に基づく賠償責任を負うのである。

## ○学校施設・設備の設置・管理にかかわる事故

### (1) 中学校3年生が、臨海学校で、浅瀬にすえられた飛込台から飛び込み死亡

(高等裁判所 昭和29年9月15日判決—抜粋—)

学校の設置者はその設置する学校を管理するものであり、同中学校は、被控訴人区の設置し、管理するものであるから、同中学校の延長である臨海学校の物的施設である飛込台も、被控訴人区の管理に属するものであり右管理にあたっては、常に右飛込台に腐朽折損等があるかどうかにつき万全の注意を払うと同時に、その格納保管取扱についても細心の努力を尽くし、常に飛込台が飛込台としての性能を保持するよう、又飛込台として使用しないときはこれが取扱にあたり不側の災禍を生ずることのないよう、注意すべく、もしこれを怠るときは管理の上において瑕疵があったとなすべきである。飛込台自体には何の折損もなかったことが明らかであるが、本件事故当時水深約1mの浅瀬におかれ、もし台上より海中に飛び込む場合には海底に激突して身体障害を生ずる虞れがあった点において、飛込台管理上の瑕疵があったものというべきである。



## (2) 小学校6年生が、学校プールで遊泳中、深部で水死

(地方裁判所支部 昭和40年4月21日判決一抜粋一)

深い部分の水深1.4mといえば、普通の小学6年生の身長をこえる深さであるから、本件プールの深部は泳ぎが達者であるとも思われない小学6年生以下の児童にとっては危険な場所といわなければならない。従って当初からそのような児童をも利用対象として設置された本件プールを管理するに当っては、彼等に深部と浅部の境界を認識させ、深部は危険であるから、これに近寄らないよう周知徹底させる手段を講ずべきはいうまでもないところであるが、更に小学生程度ではまだ十分な注意力をこれに期待できないから、常時とは云わないまでも、少なくとも浅部を使用すべき小学生を泳がせる際には、遊泳中彼等が誤って深部に赴くことを防止するに足る方法(例えば境界水面にロープを張り渡すなど)を講じておくべきこともまた当然の要請といわなければならない。してみると本件プールにはその目的性状上当然備えておくべき設備を欠いた瑕疵(この瑕疵が設置の瑕疵に当るか、管理保存の瑕疵に当るかの区別は本件では実益がない)があったものといわねばならない。

### (3) 中学生が、校内プールに潜って遊んでいるうち、プール底の排水口の中の環水管に足を吸い込まれ溺死

(地方裁判所 昭和 48 年7月 12 日判決—抜粋—)

本件プールを使用する者が、まだ心身ともに成人になり切っていない義務教育中の中学生であることを考えたとき、鉄蓋が生徒の力で移動され、排水口が開いてしまうことのないよう、鉄蓋をたやすく移動しないように設計しなかった点は、本件プールの設置者の手落である。そうして、鉄蓋が移動しているままで、本件プールを使用させた学校側に、本件プールの管理に手落があった。このように本件プールは、通常有すべき安全性を欠如していたわけで、これが、設置、管理上の瑕疵である。

#### (4) 高等学校3年生が、体育の授業で水泳の飛び込み練習中、プールの底に頭部を強打して死亡

(地方裁判所 平成7年2月 20 日判決—抜粋—)

国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いてしまっていることをいうところ、当該営造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りはその施設に危害を生ぜしめる危険性がその施設になくとも、これを超える利用によって利用者又は第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて通常有すべき安全性を欠いており、右営造物につき設置管理の瑕疵があると解すべきである(最高裁昭和 56 年 12 月 16 日判決)。

本件プールは、高校の生徒が普通に平泳ぎやクロールなどの泳法の授業を受けている限りにおいては、人身事故が発生するといった危険性は低いといえるけれども、立ち飛び込みで飛び込みをする場合には、人身事故発生の危険が存在するのであるから、本件授業で(授業内容として)立ち飛び込みが行われていたという点において、本件プールは、そのような方法により使用されるプールとして通常有すべき安全性を欠いていたものであり、本件プールには設置管理上の瑕疵があったというべきである。

## ○学校施設・設備の設置・管理にかかわる事故

### (5) 中学校3年生が、体育の授業中、プールに飛び込んでプールの底に頭部を激突させ、頸椎損傷等の重傷

(地方裁判所 平成10年3月13日判決—抜粋—)

日本水泳連盟及び日本体育施設協会が示した各基準は、水泳用プール一般に妥当するまさに最低限度の安全性の基準を示していると認められ、飛び込み事故防止の観点のみから見れば、右各基準は、なお不十分とさえ考えられるところ、本件プールのように、水面から40センチメートルの高さの飛び込み台を設置する場合には、飛び込み台前方の水深は、安全のため最低1メートル20センチ以上は確保されなければならない、それに、満たない水深であった本件プールは、右各基準にさえ達していないものであるから、飛び込み台から飛び込みを行って使用するプールとしての通常有すべき安全性を欠いていた瑕疵があるものというべきである。

もとより、飛び込み事故防止の観点からのみプールの水深を定めれば、水深が深くなり、かえって溺死事故の発生の危険等が生じることになるから、現在行われているような飛び込みによるスタートを含む水泳教育を前提とする限り、プールにおける事故全般の発生を防止するためには、飛び込み台前方の水深を十分深くし、それ以外の部分や周縁部の水深を浅めにした複合構造のプールを採用することなど、プール事故防止のための科学研究を踏まえ、十分な安全性を備えた施設に改善する必要があるところ、現実問題としては、そのような施設の改善が実現するまで、飛び込み台を設置しないようにする以外には方

法がないと考えられるところであり、その意味で、本件事故後、飛び込み台を撤去した本件中学校の対応は、本件事故との関係では遅きに失したというべきであるが、本件事故の反省の上に立った妥当な処置と理解されるものである。

**(6) 大学2年生が、卒業した高等学校のプールで、現役員員とともに練習中、飛び込んでプールの底に頭部を衝突させ、頸髄損傷等の傷害を負い、後遺障害発生**

(地方裁判所 平成 28 年4月 28 日判決—抜粋—)

プール水深とスタート台の高さに関するガイドラインは、日本水泳連盟が、全国の既存の水泳プールの現状と競技会・トレーニングの実施状況に照らし合わせ、重篤な飛び込み事故の防止を図るために検討し、平成 17 年7月6日付けで策定したものであるが、そこで示されている基準は「絶対的な安全基準」という性格ではなく、現実的な妥協点ともいべきものであって、ガイドラインどおりの設定で実施した飛び込みのスタートであっても、陸上・水中での姿勢・動作等の要因が複合すれば、プール底に頭を強打して飛び込み事故が起こることは想定されており、必ずしも十分な水深がないプール施設での事故発生の危険性を、適切・合理的なスタート方法によって回避できることを前提としているものである。

なお、ガイドラインが示す基準は、スタート台の高さに関するものではあるが、飛び込みの際の事故発生の危険性を考察する観点からは、飛び込み地点の水面上の高さが問題となるのであって、それがスタート台の高さであるか端壁上部の立ち上がりの高さであるかを区別する意味はない。

そうすると、ガイドラインは、飛び込み事故の発生を防止するための最低限度の基準として、水深 1.00～1.10m未満のプールにおいては、水面上の高さが 0.30mを超える地点からの飛び込みを行わせるべきで

はない旨を定めたものと解され、これに適合しないプールは、飛び込みを行って使用するプールとしては、通常有すべき安全性を欠くものと推認するのが相当である。

### 3. 免責特約

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が行っている災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について、その設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校側の賠償責任を免れさせる特約(免責特約)を付けることができる。現在では、すべての設置者がこの免責の特約を付けていて、センターからの給付金額の限度で、学校側の損害賠償責任を免れている。



## 全章参考文献

- ・江橋慎四郎(訳):おぼれないための新しい水泳技術  
ベースボール・マガジン社 1965年
- ・金子明友:運動学講義 大修館書店 1990年
- ・心肺蘇生法委員会編(日本救急医療財団監修):改訂版指導者のための救急蘇生法の指針一般市民用 へるす出 2005年
- ・(財)日本水泳連盟(編):新水泳指導教本 大修館書店 1995年
- ・日本赤十字社:水上安全講習教本 株式会社日赤会館 1998年
- ・日本蘇生学会編:教職員のための心肺蘇生法の手引き人工呼吸と心臓マッサージ第四版 東山書房 2003年
- ・文部科学省:学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引(二訂版)平成16年
- ・山形県教育委員会(編):水泳指導における安全の手引 山形県教育委員会 平成12年
- ・吉田 章:水辺野外活動における事故の推移 筑波大学体育科学 系紀要 1991年
- ・Australian Technical Committee:Swimming and Lifesaving The Manual The Royal Life Saving Society 1987年
- ・American Heart Association. Currents in Emergency Cardiovascular Care:(日本語版)2005-2006年冬号 16(4):1-28
- ・Idris AH, Berg RA, Bierens J, et al.:Recommended guidelines for uniform reporting of data from drowning:the “Utstein style”.

Resuscitation 2003;59:45-57.

- Salomez F, Vincent JL.: Drowning: a review of epidemiology, pathophysiology, treatment and prevention. Resuscitation 2004;63:261-8.
- European Resuscitation Council Guidelines for Resuscitation Resuscitation 2005;67:SUPPL.S141-S144
- A. Handley: Drowning  
7th ERC Meeting. may. 2006